

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長環保第11号
委 託 業 務 名 称	賤ヶ岳山頂公衆便所浄化槽保守管理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市木之本町地先
業 務 の 概 要	賤ヶ岳山頂公衆便所浄化槽における次の業務 1)機器類点検 2)バイオメンテナンス
履 行 期 間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日
契 約 年 月 日	令和5年 4月 1日
契 約 額 (税 込)	498,300円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市木之本町木之本2100番地1 [商 号 又 は 名 称] 有限会社 伊香清掃センター
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	浄化槽維持管理・汚泥引抜業務は特殊技術を必要とするものであり、旧伊香郡エリア内の滋賀県浄化槽保守点検登録業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額 を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修 (2) 理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると き。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。